

質問票に対する回答

施設名 小樽市いなきた児童館、小樽市とみおか児童館、小樽市塩谷児童センター

	質問項目	質問内容	回答
1	業務内容	児童館において実施する業務内容は、児童館ガイドライン第4章「活動内容」に基づくという認識でよろしいでしょうか。また、実施内容や実施回数に関する基準・制限がありましたら、ご教示ください。 あわせて、実施内容(事業・イベント・行事)については、指定管理者からの提案をもとに設定する形で差し支えないか、ご教示ください。	具体的な活動内容は、主にガイドライン第4章に基づくものとなると思いますが、業務・役割は多岐にわたっており、ガイドラインの他の章を含め、関係法令等に基づき遂行されるものと認識しております。 また、イベント・行事等の実施内容等については、特段の基準・制限はありません。指定管理者からの提案をもとに、小樽市と調整を行った上で実施されるものと考えております。
2	事業費	教室の実施や外部講師を招待して行う事業にかかる費用については、事業費として予算計上し、指定管理料から支出する取扱いで差し支えないか、ご教示ください。	お見込みのとおりです。
3	自主事業	自主事業の考え方について、ご教示ください。 自主財源を用いて実施するイベントのみを自主事業とするのではなく、指定管理者が児童館運営の一環として実施する行事やイベントについても、自主事業として位置付ける認識でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
4	放課後児童クラブ	塩谷の放課後児童クラブにおいて、市内の他の放課後児童クラブと同様に、保護者会費を徴収し、おやつを提供することは可能でしょうか。	市内小学校で開設している放課後児童クラブでは、保護者に負担していただき、おやつを提供していますが、塩谷児童センター放課後児童クラブにおいては、児童クラブ以外の児童に配慮し、おやつを提供をしないこととしております。
5	施設等の利用	「利用者の範囲及び利用承認」において、「あらかじめ指定管理者の承認を得た者とする」との記載がありますが、子ども会や児童の健全育成を目的として活動する団体から利用申請があった場合、施設内のスペースを貸し出すことができるとの認識でよろしいでしょうか。 また、可能な場合は、必要となる手続き(申請書の可否等)や条件(許可証の発行の有無等)、受付期間(例:半年前から予約可能か等)についても、併せてご教示ください。	お見込みのとおりです。 また、利用承認の申請等につきましては、小樽市児童厚生施設条例施行規則の第2条に規定しておりますので御参照願います。なお、受付期間に特段の規定はありません。